

30 高環共第 33 号
平成 30 年 4 月 11 日

電源開発株式会社
取締役社長 渡部 肇史 様

高知県知事 尾崎 正直

「(仮称) 西予梶原風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する知事
意見について

このことについて、発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 10 年 6 月 12 日通商産業省令第 54 号）第 14 条第 3 項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、下記のとおりです。

記

1 総括的事項

(1) 地域住民等への説明

本事業について地域住民等に対し説明する際は、フォトモンタージュの資料を用いる等により分かりやすい説明に努めること。また、地域住民からの意見に十分に配慮したうえで事業計画を検討すること。

なお、事業の立案、実施等に支障の無い範囲内で、ホームページの活用等より積極的な情報開示に努めること。

(2) 今後の環境影響評価手続き

今後の環境影響評価手続きにおいては、最新の知見及びデータに基づき調査、予測及び評価を行うこと。

なお、方法書の作成に当たっては、事業実施想定区域及びその周辺の自然環境について専門的知識や情報を有する者にヒアリング等を行ったうえで、調査、予測及び評価の方法を検討すること。

2 個別的事項

(1) 騒音

事業実施想定区域の近隣には複数の住居が存在し、工事の実施時又は風力発電設

備の供用時に騒音による影響を受ける可能性があるため、騒音による影響を回避、低減するよう配慮すること。

(2) 水の濁り

事業実施想定区域及びその周辺には簡易水道等の水源地が存在しており、風力発電設備又は取付道路の敷設等に伴う土地の改変により、水源地に濁水が流入するなど生活環境に影響を与える可能性があるため、水源地への影響を回避するなど対策を講じること。

(3) 風車の影

事業実施想定区域及びその周辺には複数の住居が存在し、風車の影の影響を受ける可能性があるため、風車の影による影響を回避、低減するよう配慮すること。

(4) 動物

ア 事業実施想定区域及びその周辺には希少猛禽類のクマタカの生息やサシバ等の渡り等が確認されており、加えて、天然記念物に指定されているヤマネやヤイロチョウが生育している可能性もある。風力発電設備又は取付道路の敷設等に伴う土地の改変や風車の稼働によりクマタカ等の鳥類の生息等に影響する可能性があるため、生息地への影響やバードストライクを回避、低減するよう配慮すること。

なお、サシバ等の渡りの調査方法については、調査時期及び時間帯に十分に留意すること。

イ ガレ場の近くにある水場は野生動物にとって貴重な場所であるため、現地調査の際には存在場所の把握に努め、風力発電設備又は取付道路の敷設等に伴う土地の改変による影響を回避、低減するよう配慮すること。

ウ 四国カルストにおいて希少なコウモリの生息が確認されているため、専門家へのヒアリング等を行ったうえで、調査、予測及び評価方法を検討すること。

(5) 植物

希少野生植物の環境保全措置については、移植等の代償措置よりも回避、低減措置とするよう努めること。

(6) 景観

事業実施想定区域には、梶原町が申請を予定している重要文化的景観の二次選定申出区域が存在するため、今後の手続きにおいては梶原町と十分に調整を行うこと。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施想定区域には、セラピーロードとして認定されている「OAAO ロード」が存在するため、今後は評価項目に選定し、調査、予測及び評価を行うこと。

(8) その他

- ア 事業実施想定区域は地質構造が複雑であり崩壊しやすい地質であるため、ボーリング等の地質調査を行ったうえで、風力発電設備や取付道路の工事中及び供用開始後における山腹等の崩壊、浸食などによる土砂の流出や濁水の発生の防止について、適切な対策を検討すること。
- イ 事業実施想定区域には埋蔵文化財包蔵地の「皿ヶ森城跡」及び「津野勝興墓所及び居城跡」が存在するため、事業計画の検討にあたっては、関係機関（高知県文化財課及び梶原町教育委員会）と調整を行い、必要に応じて規定の手続きを行うこと。
- ウ 事業実施想定区域には梶原町指定史跡の「竜王宮（海津見神社）の鳥居石ぐち」が存在するため、当該史跡における土地の改変を回避するよう検討すること。また、風力発電設備の設置又は道路の敷設等により当該史跡において土地の崩落等が発生しないよう留意すること。